

第 1 回 草 津 市 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 有 識 者 会 議 会 議 録		
日	時	平成26年6月27日（金）午後1時30分～3時00分
会	場	草津市立さわやか保健センター1階視聴覚室
出席者	委員	久松隆史委員、木村富紀委員、樋上雅一委員、中村二郎委員、松田正明委員、伊藤英司委員、前田浩一委員、中原勝一委員、垣根和子委員、若栗真太郎主任技師（寺尾敦史委員の代理）、佐山眞委員、田中千秋委員〔計12名、順不同〕
	事務局	健康福祉部理事・米岡良晃、健康福祉部副部長・平尾和義、健康増進課長・田中みどり、同課副参事・舟木朋宏、同課参与・田内宏一、同課専門員・佐々木弘和
欠席者	委員	木津秀子委員、田中一成委員、（寺尾敦史委員）
会 議	資 料	別添のとおり

1 開会

米岡理事挨拶

皆様こんにちは。健康福祉部の米岡と申します。本日は、御多用のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。第1回目の「草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議」を開会させていただきます。日頃から、本市の保健衛生行政に御協力、御支援をいただいております。誠にありがとうございます。さて、この有識者会議は、昨年4月に施行されました「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき国・県・市町村でそれぞれ行動計画の作成が義務付けされております。これを受けまして草津市におきましても本年度、「草津市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成するにあたりまして皆様からの御意見をいただきながら、より良い計画を作成してまいりたいと考えております。新型インフルエンザ等が万が一、発生した場合には、行政だけではなく、医療関係者の皆様、福祉関係者の皆様、また、地域の各種団体の皆様方に御協力いただかなければ対応することができない部分がございます。この会議を通じて、より一層、連携を深めるとともに、忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

2 各委員および事務局員の自己紹介

第1回目の会議のため、出席委員および事務局員の自己紹介を行う。

3 要綱説明

「草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議開催要綱（平成26年4月1日施行）」について事務局より説明を行う。

質疑応答他

[委員] この要綱（草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議開催要綱）には傍聴制度については書かれていないのですが、傍聴人についてはどのような取扱いになっているのですか。

[事務局] 傍聴につきましては、こちらの要綱には書かれておりませんが、平成25年に市民参加条例が施行され、会議は基本的に公開となっておりますので、これに基づきまして当会議においても傍聴人がいらっしゃっているものです。

[事務局] それでは、これより先の議事進行につきましては、当会議開催要綱第3条第1項の規定に基づき、健康福祉部理事の米岡が行います。

4 議事

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景等について

(2) 政府、滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画について

[米岡理事] それでは、次第に従いまして進行させていただきます。次第2の議題(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景等についてと(2) 政府、滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画について、まとめて事務局より御説明させていただきます。

[事務局] 資料1 新型インフルエンザ等対策特別措置法について(概要)、資料2-1 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要、資料2-2 新型インフルエンザ等対策政府行動計画、資料2-3 滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき説明を行う。

[米岡理事] では、ただいまの説明につきまして何か、御質問、御意見等はございませんか。

[委員] 政府の行動計画と県の行動計画の両方ですが、説明の中で四角で囲まれている部分が途中、出てくるのですが、これはどのような意味があるのですか。例えば資料2-2 政府行動計画の51頁から52頁にかけてなどです。

[事務局] 政府の緊急事態宣言が出されている場合の措置として強調しているものです。

[委員] 県の計画も同じことですか。

[事務局] 県の計画も緊急事態宣言がされている場合の措置として、四角で強調されています。

[委員] 資料2-3 県行動計画3頁の「医療圏ごとの1日の最大入院者数」の表から年齢的なものの詳細は公表されておられるのですか。例えば高齢者とか乳幼児とか、わかりますか。

[事務局] あくまで人口的な割合ですので、高齢者、乳幼児等の割合は把握しておりません。

(3) 草津市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

〔米岡理事〕それでは、続きまして次第2の議題(3)草津市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について事務局より御説明させていただきます。

〔事務局〕資料3草津市新型インフルエンザ等対策行動計画作成方針概要に基づき説明を行う。

〔米岡理事〕それでは、ただいまの説明につきまして何か、御質問、御意見等はありませんか。市の具体的な計画の中身につきましては、次回以降に御審議をいただきたいと考えております。本日は、どのような内容があるのか、という大枠について御説明をさせていただきました。改めて整理をしますと草津市としてかかわりが深い分野としまして、まずは、まん延の防止ということで市民の皆様への情報の提供、周知、啓発というところ。次に、予防接種ということで市民の皆様に対する住民接種を行うことが法律上義務付けられておりますので、予防接種の体制を構築していくところ。もうひとつが、生活対策としまして先程の説明の中にも出ておりましたが、緊急事態宣言が出された場合には、外出をなるべくしないようにという協力要請等が出される場合があります。その時に食料はどうするのか。例えば、在宅で療養されている方などへの食料品や生活必需品の配布をどのように実施していくのか。最後に埋火葬ということで最悪の場合、亡くなった方の埋葬、火葬等をどうするのか。このあたりが市が特にかかわりが深い対策となりますので、もう少し具体的な中身を次回以降、御議論いただければと考えております。

〔委員〕新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)ができたのですが、SARSやMERSの感染症も「新型インフルエンザ等」の対象になるのですか。

〔事務局〕特措法の中では「新型インフルエンザ等」というのは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」の中での「新型インフルエンザ等感染症」と「新感染症」が特化されて「新型インフルエンザ等」とされております。今おっしゃられた感染症については、通常の感染症の一類から五類が制定されておりますのでそちらで対応するものです。

〔委員〕例えば一類の感染症なら特措法には含まれないということですか。

〔事務局〕いろいろな感染症があるのですが、「新型インフルエンザ等感染症」と「新感染症」が特措法の対象となっております。

〔委員〕「新感染症」というのはどこまでを「新感染症」というのですか。未知のものは当然だが、未知ではないSARSやMERSはどちらに入るのですか。

〔事務局〕感染症法の中ではSARSは二類感染症に含まれるとなっておりますので「新型インフルエンザ等感染症」の中には「新型インフルエンザ」と「再

興型インフルエンザ」の分類をされております。

〔 委員 〕 ということは、特措法の「新型インフルエンザ等」には含まれないということですね。

〔 委員 〕 「新感染症」にSARSやMERSが入らないということですが、それらが国内、県内で発生してまん延してパンデミックなどの状況になり得ますよね。その時に個々の市町村での「新型インフルエンザ等」対策に連動する形になるものか。それとも一般の感染症として一類、二類の枠での取り組みになるのですか。まん延した場合、死亡者数も増えると思うのですが。

〔 事務局 〕 法律の中では先ほど申しあげましたとおりですが、実際にSARSやMERSなどが流行した場合の対応について国、県、市それぞれ行動計画を策定する形に準じた対応をしていかなければ、できない対応が出てくると思います。国、県も計画というのは策定してはおりませんが、ただし、国は「新型インフルエンザ等」が発生した時の市民の方への予防接種の方法とか手続き関係についても詳しく定めつつありますので、市町村にとっては膨大な責務がでてくると思います。

〔 委員 〕 SARSやMERSなどが発生した場合には、保健所が指揮を執るということですか。

〔 〕 SARSに関しましては、今、二類感染症ですので、感染症法に則って県と保健所が指揮します。MERSにつきましては、近々、「指定感染症」というこれまた感染症法の分類になりますけれども、それに分類される予定ですので、「指定感染症」になって国内に入ってきた場合は、県と保健所で感染症法に則って対応いたします。追加で説明させていただきますと、「新型インフルエンザ等」は感染のスピードがかなり速いということと広範囲にわたるということで敢えて特措法という特出しの法律を作っているもので、これに比較してMERSなどは急激に拡がらないだろうという予想があります。「等」に何が含まれるのかというときには、急速に拡がる可能性を考慮して政府の方で判断して「等」に含む含まないというところを検討していただけたらと思っております。

〔 米岡理事 〕 今、御説明いただいた内容は、資料2-2政府行動計画の2頁の下半分ぐらいに「新型インフルエンザ等」の定義が記載されておりますが、まさに今、御説明いただいた「感染力の強さから社会的影響が大きなもの」が「等」の中に入ってくるという理解のもと記載されております。

〔 委員 〕 国と県と市と書かれていることは少しずつ具体的になっているのですか、市も計画を作成しなさいということは、具体的な実施団体が市ということであろうから、どんどん具体的になっていかなければだめだと思うのですが、資料2-2政府行動計画と資料2-3県行動計画は違うのですか、同じ様なことがずっと羅列している気がするのですが。市も同じ様なことで具体的なことを書かずに真似た言葉を並べても何も具体的になっていかない気がするのです。次回以降に具体的なことをすると言われていますが、市が作らなければならない計画はもっと具体的なものではないかと思

いますが、いかがでしょうか。

〔事務局〕具体的な部分につきましては、この行動計画を作成することと並行しまして市各課の関係者会議におきまして具体的な取り組み等を協議しまして、行動計画の作成からは遅れるかもしれませんが、マニュアルの作成も当然必要になるのではないかと考えて動いていく予定です。

〔委員〕マニュアルと言ってもここにあるような言葉が羅列してくるのではないかと懸念されるのですが。実際にポスターを作ったら、もう広報したと思っておられるのが、お役所みたいな気がします。実際に起こった時にすぐには何もできないと思います。このようなものがいくらあっても、少なくとも草津市の行動計画に載せるものは、もう少し具体的なものが良いと思います。具体的なものは次回以降と言われていますが、この段階でももう少し具体的なことを考えていないとだめではないかと思いますが、いかがでしょうか。

〔事務局〕おっしゃるとおりでございます。ここでお示しさせていただく内容としては、少し薄いと反省しております。次回に御提示する行動計画の中でも今回の御意見を踏まえまして何らかの形でお示しできればと考えております。

〔米岡理事〕もうひとつ補足をさせていただきますと、先程、委員がおっしゃられた国の計画があって県、市と少しずつ具体的になっていくはずではないかという御指摘についてですが、具体的になっていくというよりは正確に申しあげますと国が示した対策の中で県が担う部分、市が担う部分、また、それ以外の医療関係者が担う部分、というように国の計画の中で示されておりますので、市が最後、何でも行うというよりは新型インフルエンザ等対策全体の中で、市が行う部分について抜き出して市の対策を国や県が示すよりは、もう少し具体的に定めていくというイメージとなっております。では、市が具体的に何を行うのかというところは、先程申しました予防接種ですとか、住民の方への食料品等の生活支援ということがメインになってくると捉えていただいた方がより正確ではないかと思っておりますので、そういうことで御理解いただければ幸いですし、次回以降もう少し具体的な形で御意見をいただければと思います。

〔委員〕次回以降に期待いたします。

〔委員〕マニュアルも計画と並行して作るのですか。

〔事務局〕その件につきましては、次のスケジュールのところで御説明しようと思っておりましたが、今の段階では行動計画を作成するというところで、各課に調整しておりますが、庁内の関係課においてマニュアルも先に作る必要があるのではないかと、という意見が出ておまして、マニュアルにつきましては、秋ぐらいから、もう少し早く着手できるのであればその時点から進めてまいりたいのですが、そこから並行して行う予定ですが、計画が平成27年1月の完成を目指しており先になると思われまますので、なるべく遅れないように作成していきたいと考えております。

- [委員] 私の理解ではマニュアルを含めて先程、米岡理事が言われたように国が見本を示してそれに対応して府や県が対応して行動計画をまとめてその下に市がくると理解しているのですが、マニュアルも同じようなパターンで作られるのではないかと予想していたのですが、今のお話ですと草津市は独自のマニュアルを作るという意味ですか。
- [事務局] 資料3の市行動計画作成方針概要の後ろにあります別添のところ、特に市が関わりのあります、まん延防止等の市が担うべきものについてのマニュアルについて関係課と協議を行って作成していきたいと考えております。その他にも広報として市民への啓発の方法等もございしますが、主にまん延防止、予防接種、生活支援につきまして、協議を行い作成していきたいと考えております。
- [委員] マニュアルですが例えば新型インフルエンザが発生した時に発熱外来を病院で作られましたが、これを見ていますと、どこで診るのかということが全然書いていないのですけれども、誰が担当するのか、市なのか県なのか。
- [] 政府のガイドラインによりますと発生早期に関しましては行政の方で帰国者・接触者外来というものは作られる予定であります、国内で感染が広まった段階ではそういったものを全てなくして一般医療機関へお願いするということが政府ガイドラインに書いてあったと思います。
- [委員] 特別に何も対策は取らないということですね。
- [] 対策としましては、特定接種という形でワクチンを・・・。
- [委員] ワクチンはいいいけれども、感染者が急増した場合は医療機関で診て下さいということになるのですよね。そういうことでよいのですよね。
- [] はい。
- [米岡理事] 実際に患者を診れるのは医療機関だと思いますが、医療体制の調整、整備等は市というよりは県の役割という形になるのですよね。
- [] そのタイミングを遅らせると言いますか、時間をとるための行動計画であって最終的に感染者を少なくするという方針は元々この計画でも立てられていないかと思われま。
- [米岡理事] それでは、いろいろと御意見をいただきましたけれども、本日の御意見を踏まえて次回、もう少し具体的な形で御議論いただけるような形にしてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

(4) 計画作成にかかるスケジュール (案) について

- [米岡理事] それでは、続きまして次第2の議題(4)計画作成にかかるスケジュール(案)について事務局より御説明させていただきます。
- [事務局] 資料4草津市新型インフルエンザ等対策行動計画作成スケジュールに基づき説明を行う。

〔米岡理事〕それでは、ただいまの説明につきまして何か、御質問、御意見等はございませんか。よろしいでしょうか。少し議題が元に戻ってしまっていて恐縮ですが、先程、委員から御質問をいただきました実際に患者が発生した場合に医療体制はどうするのかという内容につきまして、御参考になるかと思いますが、資料2-3の県行動計画の34頁からの県内発生早期ということで県内で実際に患者が発生した場合の対応を項目ごとに記載をされておりますが、その37頁から医療という項目がございまして、医療体制の整備でありますとか、患者への対応等、医療機関への情報提供などの内容が記載されております。こういった内容を医療機関の皆様の御協力をいただきながら取り組んでいくというイメージになるかと思っておりますので、このあたりの内容を見ていただくとイメージが湧くと思われまいます。最後に次第3その他としまして何か委員の皆様からございますか。

〔委員〕随時計画を練っていくということですが、私達、委員といたしまして随時、何かを持ってやらなければものは完成できないと思っておりますが、それなりのものをどのように考えていけばよいのですか。私であれば消防の立場から意見を述べさせていただくことは簡単なのですが、それでよいのですか。

〔米岡理事〕次回以降は具体的に私ども事務局で作成いたしました計画のたたき台をお示しさせていただきまして、それに対しまして御意見をいただくような形で進めさせていただきたいと考えております。今回は事前の連絡が遅くなりましたけれども、次回以降は少し前に資料等お送りさせていただき、目を通していただいたうえで当日に臨んでいただきますと大変有り難く思っておりますので、よろしく願いいたします。そのような形でよろしいでしょうか。

〔委員〕はい。

〔米岡理事〕それでは以上で議事を終わらせていただきます。これをもちまして、第1回草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議を終了させていただきます。本日は長時間にわたる御議論ありがとうございました。

【以上、概要編集】